

令和3年度 宮城支部事業報告について

1. 事業計画 (全体図)	1ページ
2. 実施状況報告	2ページ
3. 保険者機能強化予算に係る執行実績	10ページ

R4.7.22

1. 事業計画（全体図）

P2～P4

（１）基盤的保険者機能関係

- ①健全な財政運営
- ②サービス水準の向上
- ③限度額適用認定証の利用促進
- ④現金給付の適正化の推進
- ⑤効果的なレセプト内容点検の推進
- ⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- ⑦あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進
- ⑧返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- ⑨被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑩業務改革の推進

P5～P8

（２）戦略的保険者機能関係

- ①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進
- ②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- ③ジェネリック医薬品の使用促進
- ④インセンティブ制度の実施及び検証
- ⑤パイロット事業及び調査研究事業の提案
- ⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
- ⑦調査研究の推進

P9

（３）組織体制の強化関係

- ①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置配置
- ②人事評価制度の適正な運用
- ③OJTを中心とした人材育成
- ④本部支部間の連携の強化
- ⑤支部業績評価項目の進捗管理
- ⑥リスク管理
- ⑦コンプライアンスの徹底
- ⑧費用対効果を踏まえたコスト削減等

2. 実施状況報告

(1) 基盤的保険者機能関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度保険料率の決定にあたり、議論に資する論点やデータ等を示しつつ、2回にわたる評議会での議論を経て、中長期的に安定した財政運営を図る観点から、平均保険料率10%を維持。なお、宮城支部の健康保険料率は10.18%となり、前年度比0.17ポイントの引き上げ。 ・ 令和4年度保険料率、協会の財政状況や取組等について、新聞広告の実施（3月15日河北新報掲載）とともに、宮城県内の各商工会議所、各商工会、宮城県中小企業団体中央会や法人会等が発行する会報に記事掲載や周知チラシの折込みを実施。また、全加入事業所や関係団体等に対して、リーフレットやポスターを送付。
	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.7%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日のミーティング時、業務日報及び7営業日を超える未処理申請書の確認を通じて日々の進捗状況を管理。 ・ 各種広報媒体を活用した各種申請の郵送による手続きを周知や電話等での問い合わせの際も郵送での申請を依頼。また、年度末に多くの退職者が見込まれる事業所に対して、任意継続加入案内書類一式を事前配布し、郵送での申請を促進。 ・ 窓口調査では前年度に引き続き満足度100%達成。架電調査については、令和2年度のお客様満足度調査の結果、全国平均を下回ったため、お客様満足度向上プロジェクトチームを立ち上げ、週替わりでCS向上テーマを決めて朝礼時の唱和や本部提供の事例を参考に各グループで改善策を立て、電話対応スキル向上研修を実施した結果、業績評価で全国平均を上回る評価を得た。 <p>■ KPI：① サービススタンダード 100%（前年度 100%） ② 郵送化率 95.7%（前年度 93.3%）</p>
	<p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に医療機関へ職員が訪問するなど周知と配置依頼を行う。 ・ 令和3年上期に実施予定の医療機関従事者向け研修会の際に、健康保険制度について説明し、限度額適用認定証の利用促進について、積極的に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種広報媒体を活用し周知を行ったほか、お客様からのお問い合わせに対しても制度を説明の上、申請書やリーフレットを送付し限度額適用認定証の利用を促進。また、申請書の配置を依頼している医療機関に、引き続き協力を依頼し、不足連絡があった場合は迅速に申請書を送付。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の防止を考慮し、WEB（YouTubeライブ及びアーカイブ配信）を利用した説明会に変更して支払基金と合同開催。支払基金によるオンライン資格確認システムの導入時の留意点、協会からは限度額適用認定証やレポート請求時の留意点等について説明（参加機関：127機関、再生回数：591回）。 ・ また、支払基金及び三師会と連名の資格喪失後受診防止用のポスターを作成。県内医療機関及び調剤薬局へ配付（配付件数：3,841機関）。

2. 実施状況報告

(1) 基盤的保険者機能関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底。 毎月、調整対象者リスト確認時や審査時に併給調整が判明した場合、返納金の通知を発送する前に、該当する被保険者に対して事前に電話連絡の上制度を説明。 2ヶ月に1回、定期的に保険給付適正化PT会議を実施し、給付決定された内容について、疑義案件を協議し、資格等で調査が必要な案件は日本年金機構に対して調査を依頼（立入検査を要する案件：0件）。
	<p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的に開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について 0.203%以上とする （※） 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を4,226円以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタを毎月メンテナンスし、システムを活用した効率的なレセプト点検を実施。また、外部講師による研修会を開催し、高点数につながる手術の知識を向上。 地区割を超えた点検を実施することにより再請求漏れの拾い上げを行い、査定件数を増加。また、高点数のレセプトから優先的に点検を進めレセプト1件当たりの査定額を向上。 支払基金支部との打ち合わせ会を毎月実施。支部間の審査差異や再審査結果に対する疑義事例について協議を行い、粘り強く交渉を重ね査定につなげるなど一定の効果を上げた。 <p>■ KPI：①レセプト点検の査定率 0.237%（前年度 0.203%） ■ KPI：②再審査レセプト1件当たりの査定額 4,808円（前年度 4,226円）</p>
	<p>⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について0.70%以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多部位かつ頻回の申請を中心に、加入者に対する文書照会を実施。 各種広報媒体において、制度に関する記事を掲載し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及。 <p>■ KPI：3部位以上、月15日以上の申請の割合 0.57%（前年度 0.70%）</p>
	<p>⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査手順の標準化を推進する。 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底しており、同意の確認できない書類は返戻するなど審査を強化。

2. 実施状況報告

(1) 基盤的保険者機能関係

令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
<p>⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を69.7%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後4営業日後に文書による返納催告を行い、その後の電話催告も実施し保険証の早期回収を徹底。加えて、保険証未添付事業所データを活用し、資格喪失時の保険証添付漏れ防止の勧奨文書を送付（送付件数：354件）。 令和3年2月より日本年金機構のシステム改修に伴い、電子申請対象分が追加となり、催告状発送対象を拡大し文書催告を実施。（送付件数：2年度11,436件⇒3年度24,749件） <p>■ KPI : ① 資格喪失後1か月以内の保険証回収率 91.4%（前年度 95.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診による返納金債権は、市町村国保との間で清算を行う保険者間調整の促進を強化。加えて、契約弁護士を活用した文書催告や法的手続きを実施。また、幹部職員による債権回収会議を毎月実施し、高額債権の回収方法を協議する等、債権の早期回収を徹底。（保険者間調整による債権回収：213件・490万円、法的手続き：21件） <p>■ KPI : ② 返納金債権の回収率 72.5%（前年度 69.7%）</p>
<p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の国内居住要件の見直しに対応した被扶養者資格再確認を確実に実施し、不備のあるものは返戻の上、訂正後に再提出を依頼。 未提出事業所に対する督促文書を確実に発送。 未送達事業所については所在地調査を実施し、送達を徹底。 <p>■ KPI : 被扶養者資格確認書の提出率 92.7%（前年度 92.6%）</p>
<p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山崩し方式定着化に向けて、個人のスキルアップを図ることを目的に、審査体制の見直しやジョブローテーションを定期的実施。また、3～6か月間での育成計画を幹部職員で計画・共有し、幅広く業務を実施できる職員を育成。

基盤的保険者機能関係

2. 実施状況報告

(2) 戦略的保険者機能関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 喫煙、運動習慣及び減塩の対策について、宮城県全体で加入者（県民）に対する啓発活動を実施することができるよう、宮城県及び関係団体に働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、平成30年度に開始した第2期保健事業実施計画の4年目となるが、引き続き、各取組の目標値の達成に向けて着実に実施。また、中間評価結果を踏まえ、取組内容や目標値の見直しを行い、取組の実効性を高め効果的な事業展開を実施。 取組の評価を行う際や次年度の取組を計画する際は、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを活用。 宮城県、仙台市と協業した「受動喫煙防止宣言施設」登録制度への登録勸奨を実施（新規登録：113施設）。 喫煙者対策として、宮城県薬剤師会及びNPO法人禁煙みやぎ監修の禁煙勸奨リーフレットを送付（送付件数：12,757件）。 運動習慣要改善者対策として、ビデオオンデマンドによる運動動画（41種類）を活用した運動勸奨リーフレットを送付（送付件数：12,916件）。
	<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勸奨を行う。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応じていく。 事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勸奨を行う。 <p>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者：311,984人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施率 70.0%（実施見込者数：218,389人） 事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：24,023人） <p>○ 被扶養者（受診対象者：87,793人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診率 36.0%（実施見込者数：31,606人） <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を36.0%以上とする</p>	<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p><被保険者の健診実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の契約健診機関の拡充を図り、健診を受診しやすい環境を整備。さらに未受診者に対する勸奨や新規適用事業所に対する健診案内等を送付。健診機関による事業者健診からの切替も進んでおり、健診受診者数は増加（前年度比+2.5%、+10,514人）。 事業者健診データ取得に向けて、労働局や宮城県との連名による勸奨通知を送付し、文書・電話勸奨を実施。健診機関における生活習慣病予防健診への切替により健診データ取得者数は減少（前年度比-0.6%、-1,627人）。 <p><被扶養者の健診実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 県内35自治体主催・健診機関等主催の集団健診、集合契約による個別契約機関での受診機会を提供。 受診勸奨においてはコロナ禍における受診を促すため、健診機関における感染防止対策の徹底や不要不急には当たらない旨の内容を案内の都度周知。 新会場を含む5会場で協会けんぽ主催の「まちかど健診」を開催。 新型コロナウイルスの感染者数の増加に影響を受けたものの、前年度比で受診者数は増加（前年度比+2.6%、+3,691人）。 <p>○ 被保険者（40歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診：受診者数 210,486人 事業者健診データ：取得者数 18,354人 <p>○ 被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査：受診者数 25,219人 <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率 67.1%（前年度 65.0%） ② 事業者健診データ取得率 5.7%（前年度 6.5%） ③ 被扶養者の特定健診受診率 31.1%（前年度 26.1%）</p>

2. 実施状況報告

(2) 戦略的保険者機能関係

戦略的保険者機能関係

令和3年度事業計画

- ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、遠隔保健指導（Web面談）の利用拡大により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
 - ・ 特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。

- 被保険者（受診対象者：48,967人）
 - ・ 特定保健指導実施率 29.9%（実施見込者数：14,642人）
- 被扶養者（受診対象者：2,718人）
 - ・ 特定保健指導実施率 12.8%（実施見込者数：348人）

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を29.9%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を12.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する
- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人
- ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業勧奨実施予定人数 400人

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

令和3年度実施状況

- ii) 特定保健指導の実施率の向上
- <被保険者特定保健指導実績>
 - ・ 特定保健指導利用機会の拡大に向けた各種取組を実施。新型コロナウイルス感染症により受け入れの影響はあったものの、前年度と比べ実施件数は増加（前年度比+0.4%、+818人）。
 - <被扶養者特定保健指導実績>
 - ・ 前年度のコロナ禍によるまちかど健診中止が評価件数の減少に大きく影響（前年度比-4.7%、-87人）。

- 被保険者
 - ・ 特定保健指導：実施者数 11,724人
- 被扶養者
 - ・ 特定保健指導：実施者数 212人

- KPI：① 被保険者 25.5%（前年度 23.2%）
- ② 被扶養者 7.3%（前年度 12.5%）

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施
 - ・ 生活習慣病予防健診受診者のうち血圧値、血糖値が高値にもかかわらず、医療機関を受診していない者を対象として、宮城県医師会と連携し文書又は電話による受診勧奨を実施（勧奨件数：一次域8,899件、二次域2,813件）。

- KPI：受診勧奨後医療機関受診者の割合 13.2%（前年度 10.1%）

- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 生活習慣病予防健診受診者のうち生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる人工透析導入前段階の者に対して、委託による受診勧奨および医療機関と連携した6か月間の保健指導を実施（実施件数：案内発送478名、電話勧奨100名、プログラム開始3名）。

- その他保健事業
 - ・ 生活習慣病予防健診受診者であって治療中・服薬中との回答者のうち、受診勧奨における二次勧奨基準該当でかつ、コントロール不良と思われる者を対象として、宮城県医師会と連携し文書による勧奨を実施（勧奨件数：3,408件）。

2. 実施状況報告

(2) 戦略的保険者機能関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及を目的として、テレビ、Web、YouTubeや新聞等に広告を掲載し、事業主及び加入者に対する広報を行う。 ・「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を図るため、宮城県、関係機関・団体と連携した取り組みを行う。 ・健診受診者における血圧リスク保有者割合が多い、運輸業及び運送業については、業界団体と連携した取り組みを行う。 ・宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。 <p>■ KPI：健康宣言事業所数を2,050事業所以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北厚生局、東北経済産業局、宮城県、医療関係団体や経済団体等に後援いただき、「職場健康づくり宣言」事業を推進。 ・webバナー広告や河北新報社が発行するタブロイド紙を活用した普及啓発や未宣言事業に対する登録勸奨を実施。 ・宮城県トラック協会本部・支部、宮城県タクシー協会及び宮城県バス協会を訪問し、特定健診、特定保健指導やコラボヘルス等の保健事業に関する広報を依頼。 ・職場健康づくり宣言後1年ごとに「チェックシート」や「職場健康づくり宣言サポートシート」を送付し、事業所特有の健康課題等について事業主と共有（送付件数：1,835件）。 ・北海道、東北地方の7支部が連携し、健康経営に取り組む事業所の好事例集を作成し送付（送付件数：2,238件）。 ・職場健康づくり宣言事業所通信を発行（発行回数：4回）。 <p>■ KPI：2,067事業所（前年度1,942事業所）</p>
	<p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部において作成したパンフレットやYouTube等の動画等を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の広報計画を策定の上、各広報媒体において保健事業や医療費適正化の取り組みを中心にタイムリーかつ分かり易い広報物の作成に努めた。 ・被保険者数16名以上の2,117事業所、新規適用1,591事業所に対して委嘱勸奨を実施。健康保険委嘱者数：5,249名（前年度比+613名） ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止を考慮し、WEB（YouTubeライブ及びアーカイブ配信）を利用した健康保険委員研修会に変更して実施（申込数：315人、視聴数：562人）。 ・健康保険委員表彰式：令和3年11月26日 ホテルメルパルク仙台 厚生労働大臣表彰1名、理事長表彰5名、支部長表彰8名 <p>■ KPI：健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合 52.7%（前年度51.2%）</p>
	<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で83.8%以上とする。 (※) 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェネリックカルテ」から宮城支部の阻害要因を分析し、ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関、薬局及び地域を特定。 ・医療機関、薬局あてに、機関毎のジェネリック医薬品の使用状況を記載した情報提供リーフレットを送付。送付する際、東北厚生局と連携し、使用促進に向けた協力依頼文書を同封（送付件数：医療機関（医療機関950件、薬剤部長（病院のみ）117件、薬局841件） ・加入者あてに、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額可能額通知を送付（送付件数：52,633件） <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 83.3%（前年度83.8%）</p>

2. 実施状況報告

(2) 戦略的保険者機能関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>④ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 納入告知書同封チラシやメールマガジンでの制度周知広報に加え、特定健診・特定保健指導の案内の際や特定健診受診勧奨の際に記事を掲載。
	<p>⑤ パイロット事業及び調査研究事業の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部においてパイロット事業及び調査研究事業の位置付けや仕組みを整理するため募集停止。
	<p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施した「上手な医療のかかり方」に関する通知事業について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有する。 検証結果を基に、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ○ 多剤・重複服薬者に対する適切な服薬に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> 適切な服薬に繋げ、本人の健康被害の抑制を図るため、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者に対して効果的な働きかけを行う。 <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療審議会、県内4区域全ての地域医療構想調整会議及び保険者協議会に参画し、第7次宮城県地域医療計画に掲げている数値目標が着実に推進されるよう意見発信を実施。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見発信の際は、宮城県が提示する医療需要の将来推計、医療提供体制の現状等の分析データや支部独自のアンケート結果（令和2年度に健康保険委員に対して実施）を活用し、今後不足することが想定される病床機能への転換に向けて、エビデンスに基づく効果的な意見発信を実施。 <p>iii) 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会幹事会に「上手な医療のかかり方」に関する通知事業の検証結果や「多剤・重複服薬と不適切処方」に関する調査分析結果を発表し、委員間で情報共有。 重複服薬や禁忌処方等の発生者に対して、通知対象者ごとに発生状況を記載し医療機関や薬局への相談を促すためのリーフレットを作成。お薬手帳ホルダーを同封の上送付（送付件数：5,682件）。 <p>■ KPI：実施（前年度実施）</p>
<p>⑦ 調査研究の推進</p> <p>i) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>ii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施した、「要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等」に関する分析結果について、調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。 	<p>i) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県内企業労働者の健康課題の解決に向けて研究結果から得られたエビデンスを協会けんぽが実施する各種事業に効果的に活用することを目的に、東北大学大学院と共同研究に関する覚書を締結。令和4年度早期に共同研究に着手できるよう、意見交換を実施。 <p>ii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等」に関する分析結果について、令和3年度調査研究報告書への投稿を通じ情報発信。 	

2. 実施状況報告

(3) 組織体制の強化関係

	令和3年度事業計画	令和3年度実施状況
組織・運営体制関係	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。	・ 標準人員に基づく適切な人員配置を実施。
	② 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。	・ 人事評価制度を適切に運用。
	③ O J Tを中心とした人材育成 ・ O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。	・ 新入職員（新卒2名）に対するO J T研修を実施（4月～9月）。 ・ 若手職員に対してビジネス文書作成研修を実施（8月、12名受講）。 ・ グループ長補佐以下の全職員に対してビジネススキル研修を実施（12月、85名受講）。
	④ 本部支部間の連携の強化 ・ 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。	・ 生活習慣病予防健診受診者であって治療中・服薬中と回答した者に対する重症化予防事業の取組結果について、本部に対して情報提供。
	⑤ 支部業績評価項目の進捗管理 ・ 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。	・ 宮城支部事業計画P D C A管理表にて進捗管理を徹底し、毎月事業計画推進会議を開催。
	⑥ リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。	・ 自主点検を実施（6月、11月）。 ・ 全職員に対して安否確認模擬訓練を実施（6月、12月）。 ・ 個人情報保護管理委員会を開催（6月、1月、3月）。 ・ 全職員に対して個人情報保護研修を実施（12月、92名）。 ・ 全職員に対して情報セキュリティ研修を実施（10月～12月、92名）。
	⑦ コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。	・ コンプライアンス委員会を開催（6月、1月、3月）。 ・ 全職員に対してハラスメント防止研修を実施（7月～9月、92名）。 ・ 全職員に対してコンプライアンス研修を実施（12月、92名）。
	⑧ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	・ 一般競争入札10件実施。うち一者応札案件0件。 ・ 公告後に業者に対する周知の実施に加え、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 0.0%(前年度8.4%)

3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

【医療費適正化等予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
医療費適正化対策経費	令和2年度に実施した「上手な医療のかかり方」に関する通知事業の効果検証	1,760千円	1,760千円	(事業内容) 令和2年度に実施した「上手な医療のかかり方」に関する通知事業について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有。
	重複服薬や禁忌処方等の発生状況に関する調査分析及び通知送付	4,851千円	4,046千円	(事業内容) 重複服薬や禁忌処方等の発生者に関する調査分析を実施。通知対象者ごとに重複服薬や禁忌処方等の発生状況を記載し、医療機関や薬局への相談を促すためのリーフレットを作成。お薬手帳ホルダーを同封の上送付。
	お薬手帳ホルダーの作成	1,505千円	964千円	(事業内容) お薬手帳持参の習慣化及びお薬手帳を一元管理することを周知し、重複服薬や禁忌処方等の防止に役立てるため、お薬手帳ホルダーを作成。 (差異) 予算策定時から仕様の見直しを行い実施。
	医療機関事務担当者説明会の実施	538千円	222千円	(事業内容) 新型コロナウイルス感染症拡大の防止を考慮し、WEB（YouTubeライブ及びアーカイブ配信）を利用した説明会に変更して支払基金と合同開催。また、支払基金及び三師会と連名の資格喪失後受診防止用のポスターを作成。県内医療機関・調剤薬局へ配付。 (差異) 4回の対面実施からWEB利用へ開催方法の変更により、安価に実施。
広報・意見発信経費	納入告知書同封チラシの作成	1,655千円	1,173千円	(事業内容) 納入告知書へ同封するチラシを毎月作成し、全事業所へ提供。
	任意継続保険加入のご案内セットの配付	57千円	0千円	(事業内容) 年度末に多くの退職者が見込まれる事業所に対して、任意継続加入案内書類一式を事前配付し、郵送化を促進。 (差異) 外部委託せずに支部内で啓発チラシ等を作成、印刷。
	新聞広告・フリーペーパーを活用した周知広報	2,013千円	1,002千円	(事業内容) 地元新聞社が年間を通して実施している健康経営啓発の新聞紙面企画のフリーペーパー型冊子に、インタビュー形式の職場健康づくり宣言に関する記事を掲載。 (差異) 新聞社への直接交渉により、安価に実施。
	テレビCM・ウェブ広告を活用した周知広報	2,870千円	880千円	(事業内容) 職場健康づくり宣言の普及・定着に向けて、ランディングページを開設、併せてバナナ広告を配信。 (差異) 予算策定時から仕様の見直しを行い実施。
	合計	15,249千円	10,047千円	

3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

【保健事業予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
健診受診勧奨等経費	協会主催の集団健診「まちかど健診」の開催	2,602千円	1,374千円	(事業内容) 主に受診率の低迷している地域や市町村の未受診者健診を実施しない地域をターゲットに、協会けんぽ主催の集団健診としてショッピングセンター等を利用して実施。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大・感染予防の観点から、規模を縮小して実施。
	事業者健診結果データ提供にかかる同意書取得勧奨業務委託	6,442千円	4,349千円	(事業内容) 事業者に対する勧奨文書の発送及び電話による同意書取得勧奨を実施。 (差異) 予算策定時の見込みより健診結果取得件数が減少。
	生活習慣病予防健診を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	17,962千円	12,911千円	(事業内容) 生活習慣病予防健診の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数(実績)に応じて報奨金を支払う。 (差異) 新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う定員数の減少。
	生活習慣病予防健診未受診事業所等への受診勧奨	4,125千円	895千円	(事業内容) 健診未受診の被保険者に対し、受診勧奨文書を直接送付。健康宣言事業所に対し、被扶養者向け受診勧奨連名文書を送付。仙台市内の健診受診率が低い事業所に対し、受診勧奨文書を実施。 (差異) 電話の不通・不在率が高いことを踏まえ、電話勧奨を取りやめて実施。
	健診受診勧奨に要するパンフレットやチラシ等の広報物の作成	8,766千円	5,438千円	(事業内容) 令和4年度生活習慣病予防健診パンフレット(事業所用及び任継加入者用)、特定健診実施一覧表の作成、集合バス健診の案内チラシ作成や仙台市の集団健診受診勧奨、市町村の未受診者健診を活用した受診勧奨、新規加入事業所及び新規加入者への健診案内 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大・感染予防の観点から、案内はがきの発送を見送り、規模縮小や中止による影響。また、予算策定時から仕様の見直しを行い実施。
保健指導経費	特定保健指導を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	1,099千円	1,043千円	(事業内容) 特定保健指導の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数(実績)に応じて報奨金を支払う。
	特定保健指導利用勧奨に要するチラシやポスター等の広報物の作成	2,000千円	1,218千円	(事業内容) 健診機関が生活習慣病予防健診結果を受診者に対して発送する際の同封チラシ、事業所に対する特定保健指導案内チラシや健診会場用ポスター等を作成。 (差異) 印刷データ作成と印刷業務を別調達とすることで、デザインを重視しつつ経費を抑制。
	その他	4,435千円	4,832千円	(事業内容) 中間評価時の血液検査費、医師謝金、公民館等における特定保健指導等 (差異) 中間評価時の血液検査費が予算策定時から大幅に増加。
	小計	47,432千円	32,060千円	

3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

【保健事業予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
重症化予防事業経費	未治療者に対する受診勧奨	7,446千円	7,728千円	(事業内容) 本部提供のリストを基に、対象基準に該当する者に対して事業所経由での受診勧奨を実施。 (差異) 予算策定時から受診勧奨件数が増加。
	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	1,238千円	1,175千円	(事業内容) 糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、主治医の指示に基づいた保健指導を外部委託により実施。
	未治療者に対する受診勧奨から外れる重症化域者へのアプローチ	4,633千円	3,585千円	(事業内容) 健診当日の問診において服薬ありとしながら、重症化域者に対し個別介入文書を送付。
コラボヘルス事業経費	職場健康づくり宣言事業所に対するフォローアップ	3,309千円	2,109千円	(事業内容) 事業所ごとの健康状態見える化した「健康カルテ」や取り組み状況の振り返り等を行う「チェックシート」の送付、出前講座の実施、健康づくり啓発のための教材（DVD）の貸出や各種リーフレット等の提供を行う。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、出前講座の実施を見送り。また、予算策定時から仕様の見直しを行い実施。
	外部委託による業界団体とのコラボヘルス	776千円	0千円	(事業内容) 各協会の会議の場や会員事業所に対して、「健康度カルテ」や「健康経営」等の内容を盛り込んだ支部作成のチラシを配付。また、宮城県トラック協会会報誌において、事業主健診結果データ提供や特定保健指導実施等に関する記事（A4：2ページ分）を掲載。宮城県バス協会主催の運行管理者研修会において、健康づくりに関する講話を実施。 (差異) パンフレットやチラシを支部内で作成したことに加えて、トラック協会会報誌に無料でA4：2ページ分の記事を掲載。この結果、当初の予算を使用することなく目的を達成。
その他の経費	卒煙のおすすめリーフレット送付	2,970千円	2,120千円	(事業内容) ・喫煙者対策として、宮城県薬剤師会及びNPO法人禁煙みやぎ監修の禁煙勧奨リーフレットを送付 (差異) 予算策定時から通知対象者を限定（50,000件→12,757件）して実施。
	運動のおすすめリーフレット送付	2,970千円	1,502千円	(事業内容) 運動習慣要改善者対策として、時間や場所に制限されない形で運動が可能なビデオオンデマンドによる運動動画（41種類）を活用した「運動のおすすめリーフレット」を送付。 (差異) 予算策定時から通知対象者を限定（50,000件→12,916件）して実施。また、オリジナルの動画ではなく、既存の動画（1プログラム2～6）を活用することで安価に実施。
	関係団体と連携した健康イベントへの参加	165千円	0千円	(事業内容) 宮城県をはじめ関係団体とも連携した健康イベントに参加し、無料の健康チェックを行うことで健康に対する意識向上の動機づけを図る。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、開催を見送り。
小計		23,507千円	18,219千円	
合計		70,939千円	50,279千円	